

奈良県告示第百五十二号

平成二十三年九月二日からの台風第十二号による災害時において次の地域内に居住していた世帯を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成二十四年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 長期避難世帯の居住していた地域

五條市大塔町宇井の全域

〃 大塔町清水の全域

〃 大塔町辻堂の全域

〃 大塔町閉君の全域

〃 大塔町飛養曾の全域

〃 大塔町引土の全域

吉野郡野迫川村大字北股のうち居住区の全域

〃 十津川村大字沼田原のうち沼田原地区の全域

〃 〃 大字桑畑一二〇

〃 〃 大字今西二七二、三八五及び三九三

二 長期避難世帯となった日

平成二十三年九月二日